

「保育所における保育士配置」及び「認定こども園における保育教諭等の配置」に係る特例措置について

1 概要

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降、保育の利用申込者数が大幅に伸び、全国的に待機児童数が増加傾向にあったことから、平成 28 年 3 月に国が公表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」において、保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用が盛り込まれました。

この特例措置について、本市では、保育施設・事業所へのアンケート調査や、京都市子ども・子育て会議（幼保推進部会）での意見聴取、パブリックコメントの実施を行ったうえで条例の改正を行い、平成 29 年 4 月から制度の運用を開始しております。

この度、令和 6 年度末までとなっておりました特例措置期間を変更しましたので、特例措置の活用のために必要な手続等について、改めてお知らせします。

＜特例措置の導入に当たり改正した条例＞

- ・京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の基準に関する条例

＜特例措置の導入に当たり制定した要綱＞

- ・京都市保育所等における保育士等の配置に係る特例措置の実施要綱

2 特例措置の内容

(1) 児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む）

基準では、開所時間帯を通じて常に 2 人以上の保育士の配置が必要とされているところですが、特例により、朝夕等の歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上 1 人となる時間帯に限り、2 名のうち 1 名は、保育士資格を有していなくても、市長が指定する研修を修了した者（以下「指定研修修了者」という。具体的要件については(3)を参照のこと。）を配置することで可とするものです。

ただし、朝夕の時間帯であっても、歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上 2 名以上となる場合は、当該特例措置は適用されません。

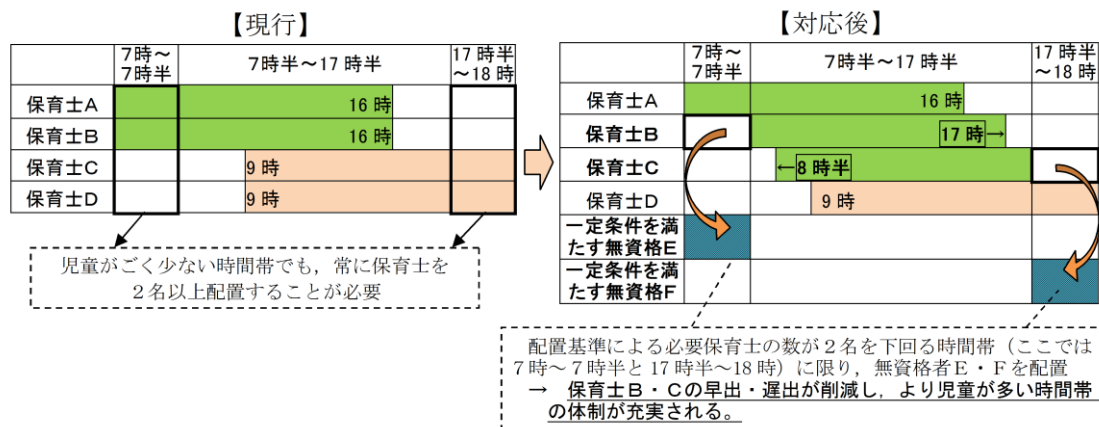
イ 認定こども園

基準では、開園時間帯を通じて常に2人以上の保育教諭等（※備考）の配置が必要とされているところですが、特例により、朝夕等の歳児別の配置基準による保育教諭等の必要数が算定上1人となる時間帯に限り、2名のうち1名は、保育教諭等でなくても指定研修修了者を配置することで可とするものです。

ただし、歳児別の配置基準による保育教諭等の必要数が算定上2名以上となる時間帯については、当該特例措置は適用されません。

（※備考）副園長（幼稚園教諭の普通免許状を有し又は保育士登録を受けた者に限る）、教頭（幼稚園教諭の普通免許状を有し又は保育士登録を受けた者に限る）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師

＜歳児別の配置基準による必要保育士が算定上1人となる時間帯の無資格者の配置イメージ図＞



＜当該特例措置の適用可否＞

（例①）

0歳児が1人、1歳児が3人の時間帯の場合

0歳児は3人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $1 \div 3 = 0.33$ 人…①

1歳児は5人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $3 \div 5 = 0.6$ 人…②

①+②=0.93人となり、歳児別の配置基準で必要となる保育士は1人となる。

→ 現行制度では、このような時間帯であっても2名の保育士の配置が必要であるが、特例措置導入後は、2名のうち1名は指定研修修了者でも可となる。

（例②）

0歳児が2人、1歳児が5人の時間帯の場合

0歳児は3人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $2 \div 3 = 0.66$ 人…①

1歳児は5人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $5 \div 5 = 1$ 人…②

①+②=1.66人となり、歳児別の配置基準で必要となる保育士は2人となる。

→ このような時間帯においては、特例措置導入後においても2名の保育士の配置が必要（特例措置の適用不可）。

(2) 幼稚園教諭等の活用に係る特例

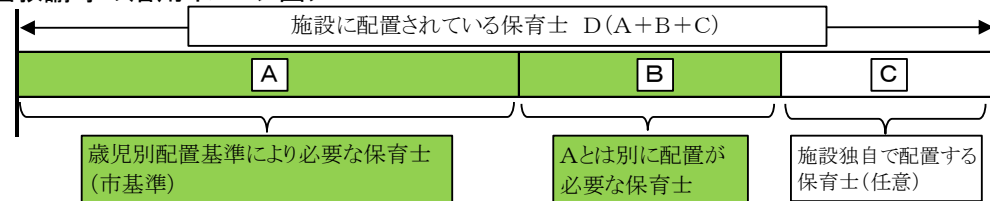
ア 保育所

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭に係る普通免許状を有している指定研修修了者を保育士とみなすことができるとするものです。

ただし、当該特例措置を活用する場合であっても、保育士（保健師、看護師又は准看護師除く）の数は、常勤換算で以下の総職員数（AとBの合計）の3分の2を超える必要があります。

- A 歳児別配置基準から割り出された必要保育士数（市基準）
 B 公定価格上評価され、Aとは別に配置が必要な以下の①～③に掲げる職員の総数（※注）
- ① 標準時間認定対応の保育士 + 1 名
 - ② 利用定員の合計が 90 名以下の園にあつては + 1 名
 - ③ 主任保育士専任加算を算定する園にあつては + 1 名

<幼稚園教諭等の活用イメージ図>



【例】Aによる必要保育士数が10人、Bによる必要保育士数が2人の場合

職員数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弾力化後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	幼	幼	幼

この例の場合、歳児別配置基準A(10人)と、公定価格上配置が必要な保育士B(2人)の合計(12人)の2/3を超えた9人は保育士(保健師、看護師又は准看護師を除く)を配置しなければならない(幼稚園教諭は最大3人まで活用可能)。

※ Aは歳児別配置基準により必要な保育士(市基準)

※ Bは公定価格上必要な保育士

○・・・保育士
 幼・・・幼稚園教諭

なお、当該特例措置の活用に当たっては、専門性を十分に発揮するという観点から、国通知において、幼稚園教諭については3歳以上の児童、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされています。

イ 認定こども園

小学校教諭、養護教諭に係る普通免許状を有している指定研修修了者を保育教諭等とみなすことができるとするものです（ただし、既に幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く）。

なお、当該特例措置を活用する場合であっても、保育教諭等の職員数及び代替職員数については一定の規定を設けています。具体的な要件は以下のとおりです。

<要件>

保育教諭等（保健師、看護師又は准看護師除く）の数は、常勤換算で以下の総職員数（AとBの合計）の3分の2を超えていること。

ただし、小学校教諭等の代替職員の数、最大でも歳児別在籍児童数から割り出された基準保育教諭等（市基準）の3分の1以下とすること。

- A 歳児別配置基準から割り出された基準保育教諭等の数（市基準）
- B 公定価格上評価され、Aとは別に配置が必要な以下の①～④に掲げる職員の総数
 - ① 標準時間認定対応の保育教諭等 + 1 名
 - ② 2号及び3号認定こどもに係る利用定員の合計が90名以下の園にあっては + 1 名
 - ③ 主幹保育教諭専任化に係る代替保育教諭 + 2 名
（ただし、1号認定こどもの受け入れがない場合は+ 1 名）
 - ④ チーム保育加配加算に係る加配職員数

在籍児童数の歳児バランスによって、活用できる代替職員数が変わってきますので、当該活用を行う場合は本市から個別に御説明します。

なお、当該特例措置の活用に当たっては、専門性を十分に発揮するという観点から、国通知において、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされています。

(3) 保健師等の活用に係る特例

ア 保育所

保健師、看護師又は准看護師に係る免許状を有している者について、1人に限り保育士とみなすことができるとするものです。

また、満1歳未満の園児の数が4人未満である保育園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等（指定研修修了者）を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって保育職員（前段の規定により算入するものを除く。）による支援を受けることができる体制を確保する必要があります。

ただし、当該特例措置を活用する場合であっても、保育士（保健師、看護師又は准看護師除く）の数は、常勤換算で以下の総職員数（AとBの合計）の3分の2を超える必要があります。

- A 歳児別配置基準から割り出された必要保育士数（市基準）
- B 公定価格上評価され、Aとは別に配置が必要な以下の①～③に掲げる職員の総数（※注）
 - ① 標準時間認定対応の保育士 + 1 名
 - ② 利用定員の合計が 90 名以下の園にあっては + 1 名
 - ③ 主任保育士専任加算を算定する園にあっては + 1 名

イ 認定こども園

保健師、看護師又は准看護師の免許状を有している者について、1 人に限り、保育教諭等とみなすことができるとするものです。

また、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等（指定研修修了者）を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって保育職員（前段の規定により算入するものを除く。）による支援を受けることができる体制を確保する必要があります。

ただし、当該特例措置を活用する場合であっても、保育教諭等の職員数及び代替職員数については一定の規定を設けています。具体的な要件は以下のとおりです。

- A 歳児別配置基準から割り出された基準保育教諭等の数（市基準）
- B 公定価格上評価され、Aとは別に配置が必要な以下の①～④に掲げる職員の総数
 - ① 標準時間認定対応の保育教諭等 + 1 名
 - ② 2 号及び 3 号認定こどもに係る利用定員の合計が 90 名以下の園にあっては + 1 名
 - ③ 主幹保育教諭専任化に係る代替保育教諭 + 2 名
(ただし、1 号認定こどもの受け入れがない場合は + 1 名)
 - ④ チーム保育加配加算に係る加配職員数

在籍児童数の歳児バランスによって、活用できる代替職員数が変わってきますので、当該活用を行う場合は本市から個別に御説明します。

3 特例措置の適用期間

平成 29 年 4 月 1 日から当分の間

※ ただし、これまでから 5 年ごとに特例の適用状況や教育・保育の需給状況等を総合的に勘案したうえで特例措置の期間の判断を行ってきた経過を踏まえ、令和 7 年 4 月以降についても、少なくとも 5 年ごとに特例の適用状況等を勘案したうえで、検討するものとします。

4 特例措置活用に係る届出

特例措置の活用状況については、統計資料の作成等に当たり本市において把握する必要があることから、活用にあたっては事前に該当職員を本市へ届け出ていただきます。事前に届出がない場合、いずれの特例措置も認められませんので、活用にあたっては手続に遺漏が無いよう御留意ください。具体的な届出手続等は以下のとおりです。

(1) 届出が必要となる事象

以下の場合、届出を行ってください。

- 特例措置の対象となる職員（以下「特例対象職員」という。）を新たに活用する場合
→（例）保育士資格のない者を新規雇用し、指定研修の申込みを行った場合等
- 特例対象職員の活用を終了する場合
→（例）特例対象職員の退職、育休等で長期休業（無給）となる場合等
- 特例対象職員が正規の資格を取得したことにより特例措置の適用が終了する場合
→（例）特例対象職員が保育士資格を取得した場合等

(2) 留意事項

活用状況を正確に把握するため、届出については特例措置を活用することが確実となった段階で行っていただきますようお願いいたします（“活用するかどうか現時点では未定であるが、今後に備えて念のため届出書を提出しておく”といったことはお控えいただきますようお願いいたします）。

5 その他

(1) 指定研修修了者について

指定研修修了者とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）（京都市以外の自治体、団体又は機関が実施するものを含む）を修了した者（配置日の翌日から起算して1年以内に修了する予定の者を含む）
- ② 旧制度下（子ども・子育て支援新制度施行前）における家庭的保育者基礎研修修了者

また、指定研修修了者は、配置日の翌日から起算して1年以内に修了する予定の者を含むことを可能としておりますが、施設・事業者におかれましては、労務管理等で必ず1年以内に研修が修了できるように、十分配慮を行ってください（結果として研修受講できず、遡って配置不足とならないように御留意ください。）

(2) 職員配置状況確認書

幼稚園教諭等の活用（2(2)で述べた特例措置）により、保育士・保育教

諭等の代替職員として活用する職員は、職員配置状況確認書において「当該施設に勤務する職員数」欄に保育士・保育教諭等としてカウントして差し支えありません。

一方、児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例（2(1)で述べた特例措置）のみにしか活用しない指定研修修了者については、職員配置状況確認書における保育士・保育教諭等としてカウントできませんので御留意いただきますようお願いいたします（幼稚園教諭等の代替職員（2(2)で述べた特例措置により活用する職員）を、児童が少数となる時間帯に配置する場合は、カウントしても差し支えありません）。

(3) 運営規程及び重要事項説明書

運営規程及び重要事項説明書には、「職員の職種、員数及び職務の内容」を記載する必要がありますが、指定研修を修了した幼稚園教諭等を代替職員として活用する場合であっても、当該職員を保育士としてみなす（保育士数に算入）ことを可能とする措置であることから、当該特例を活用する場合であっても運営規程及び重要事項説明書の該当部分を変更していただく必要はありません。

(※ 運営規程の参考様式抜粋)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 ○○名以上（常勤換算後）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(5) 調理員 2名以上（常勤換算後）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(4) 他の事業との関係

2(2)の特例措置により保育士としてみなした者については、（公社）京都市保育園連盟が実施する「保育補助者雇上げのための貸付事業」の対象の保育補助者として貸付を受けることができませんので、本制度及び貸付事業の活用を検討されている保育園におかれましては、御留意ください。

職員配置の特例措置に係る Q & A

【共通】

Q 1 指定研修修了者の定義に「(修了予定者を含む)」との記載があるが、修了予定者とは具体的にどのような者を指すのか。

A 1 子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）を申し込んだものの、研修日程の都合等により、まだ研修が修了していない者が該当します。ただし、研修は申込みを行った年度内に修了することを原則とし、配置する翌日から起算して 1 年以内に修了する見込みの場合に特例配置を活用することができます。

【児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例】

Q 2 歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上 1 人となる時間帯に限り、2 名のうち 1 名は、指定研修修了者で代替可能とのことだが、夕方は調理業務の手が空くため、この代替職員に（保育士資格を有していない）調理員を当てることは可能か。

A 2 可能です。調理員のほか、事務員等でも指定研修修了者であれば代替職員に当てることが可能です。

ただし、当然のことながら、調理等の本来業務に支障が無いよう努めていただく必要があります。

【幼稚園教諭等の活用に係る特例】

Q 3 「普通免許状を有している者」については、教員免許状の更新を行っていない者（教員免許状が休眠状態となっている者）も含めるのか。

A 3 保育所において幼稚園教諭を代替職員として活用する場合や、幼保連携型認定こども園において小学校教諭を活用する場合、当該職員に係る教員普通免許状については、必要な更新が行われている必要があります。したがって、免許状が失効・休眠状態となったままの者については代替職員として認められません。

なお、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、法律上の経過措置により、令和 11 年度末まで（主幹保育教諭・指導保育教諭は令和 8 年度末まで）は、保育士資格のみを有する者を保育教諭等としてカウントすることができます。